エアー工具

選任等の種別		資格・選任・指名等					
作業等		免許証	技能講習修了	特別教育修了証	事業者の選任、指名、配置等		
1	クレーン・移動式クレーン・ デリック運転業務	運転士 吊り上げ荷重5 t 以上	運転者 吊り上げ荷重5t以上 の床上操作式クレーン。吊り上げ荷重1t以 上5t未満の小型移動 式クレーン。	運転者 吊り上げ荷重5t未満の クレーン。吊り上げ荷重5 t以上の跨線テルハ。吊 り上げ荷重1t未満の移 動式クレーン。	作業指揮者 ジブの組立、解体		合図者 運 転
2	巻 上 げ 機			運転者			
3	建設用リフト運転業務			運転者	作業指揮者 組立、解体		合図者
4	玉 掛 業 務		作業者 使用クレーン吊り上げ 荷重 1 t 以上	作業者 使用クレーン吊り上げ 荷重 1 t 未満		責任者	合図者
5	コンクリート造の工作物の 解体等の作業 (解体、破壊)		作業主任者 高さ5M以上		作業指揮者 墜落防止作業 (主任者選任作業を除く)	監視人 物体投下(3m以上)	
6	第 1 種 酸 素 欠 乏 危 険 作 業 (第2種酸素欠乏危険作業以外の酸欠危険作業)		第1種酸素欠乏 危険作業主任者	作業者	監視人	測定者酸素欠乏	指揮者
	第2種酸素欠乏危険作業(硫化水素危険場所)		第2種酸素欠乏 危険作業主任者	IF X E	作業の状態(常時)		
7	有 機 溶 剤 作 業		作業主任者	作業者 特別教育に準じる教育			
8	特 定 紛 じ ん 作 業			作業者			
9	アーク溶接業務			作業者			
10	研削といし試運転業務			作業者			
11	電気取扱業務			電気取扱者 特別高圧、高圧、低圧	作業指揮者	監視人 停電、特高圧近接、架空近接	
12	木 材 加 工 用 機 械 作 業 (丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんな盤、 ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤を含む場合は3台以上)		作業主任者				

労働安全衛生法上の資格・選任等一覧表

コンクリート破砕器作業

13

作業主任者

^{※2}巻上げ機とは、弊社保有商品では、ベビーマイティ、マイティプラーがこれにあたる。

また、電気チェーンブロック、電動ホイスト、ベビーホイスト、エアチェーンブロックは巻き上げ機には含まれない。

[※]電気取扱業務については、各作業において必要とする資格が異なります。また、有資格者であっても上記表の通り、特別教育が必要となります。